

## 特許法条約実施法の施行規則案（ハーグ協定部分）の施行規則案を公表

2013年12月3日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は11月29日、官報にて特許法条約実施法のハーグ協定部分に関する施行規則案を公表した<sup>1</sup>。

米国では、2012年12月18日に同条約実施法が成立<sup>2</sup>した。同法はパート I とパート II に分かれており、パート I がハーグ協定部分、パート II が特許法条約部分となっていた。このうち、パート II に関しては、施行規則の最終版が2013年10月21日に公表されていたが、ハーグ協定部分に関しては施行規則案も公表されていなかった。

今回公表されたのは、パート I に関連する施行規則案である。

同条約実施法のハーグ協定関連部分は、大統領署名から1年後または同協定の米国での発効のいずれか遅い方に施行されることとなっており、この規則案の最終版を出さないと法施行に問題が生じるため、ハーグ協定の米国での発効は少なくともあと数ヶ月は要することになる<sup>3</sup>。

この施行規則案には、

- 国際意匠出願の形式が統一される
  - USPTOに国際意匠出願を出願できる
  - 出願日に関し、米国を指定した国際意匠出願は国内意匠特許出願と同様に扱われる
  - 米国を指定して公開された国際意匠は仮の権利を与えられる
  - 権利期間は国内意匠特許も国際意匠出願も15年<sup>4</sup>
- 等が述べられている。

この施行規則案に対する意見の締め切り日は2014年1月28日とされている。

<sup>1</sup> [施行規則案](#)（PDF）

<sup>2</sup> 2012年12月18日付 NY 発知財ニュース：[ハーグ協定及び特許法条約実施法案、大統領署名を経て成立](#)（PDF）参照

<sup>3</sup> 通常規則案の意見締め切りから最終版の公表まで数ヶ月は要することから、早くても2014年の春までは要すると思われる。

<sup>4</sup> 現行の意匠特許は権利期間が14年であるから1年延びることになる。

(了)